

## 労働委員会の

## 『あっせん』ってご存じですか？

労働者個人と使用者との間で、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

## あっせんの特徴

- ① 簡易…申請の際に必要な書類が裁判などに比べて少なく、開催回数は原則1回です。
- ② 迅速…裁判などに比べて**短期間で解決**できます。
- ③ 無料…手続きにかかる費用は**無料**です。
- ④ **労働者、使用者どちらからでも申請**できます。
- ⑤ あっせん員3名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

## Q &amp; A

**Q** トラブルになっていることを周りの人に知られたくありません。秘密は守られますか？

**A** 制度は非公開です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。  
安心してご利用ください。



**Q** あっせんはどのように開催されるのですか？

**A** 労働者、使用者に都合のよい日時を決め、両当事者の出席のもとで開催します。午後5時以降の開催も可能です。

## 【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎7階）  
電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606